平成 30 年 8 月 20 日 健康福祉部長寿社会課 担当者 瀬戸 内線 4040 外線 076-225-1417

介護保険法に基づく行政処分について

介護保険法に基づく監査を実施した結果、介護報酬の請求に関し違反があったことから、下記の行政処分を行うこととし、本日付で当該処分に係る通知を行った。

記

1 処分対象事業所

名 称:訪問介護事業所ハマナス

所 在 地:河北郡内灘町白帆台2丁目527番地

指 定 内 容:訪問介護事業所

指定年月日:平成22年10月15日

運営事業者

名 称:株式会社うちくる金沢

代表取締役:中野 俊一

所 在 地:金沢市直江町リ49番地1

2 処分内容

事業者の指定の一部の効力の停止

「訪問介護事業所ハマナス」の新規利用者へのサービス提供に対する指定の効力の 停止

停止期間:平成30年8月27日から平成30年11月26日

3 処分の事由

介護保険法第77条第1項第6号違反

- (1) タイムカード上サービス提供時間に勤務時間となっていない介護職員等が、 サービスを提供したとするサービス実施記録を作成し、介護給付費を請求し受 領した。(平成28年12月から平成29年5月 313,850円)
- (2) 身体介護については、原則として1人の利用者に対して訪問介護員等が1対 1で行うものであり、生活援助については、複数の要介護者がいる世帯におい て同一時間帯に複数の要介護者に対してサービスを提供した場合、要介護者間 で適宜所要時間を振り分ける必要があるところ、同一職員が同時間帯に、複数 の利用者に対しサービスを提供したとするサービス実施記録を作成し、介護給 付費を請求し受領した。(平成28年12月から平成29年5月 436,720円)

4 その他

県内の過去の行政処分の例

(1) 処分事業所:指定居宅介護支援事業所

処 分 内 容:指定の一部の効力の停止 (新規利用者の受入停止3か月)

処分事由:運営基準違反、不正請求処分日:平成21年12月8日

(2) 処分事業所:指定(介護予防)通所介護事業所

処 分 内 容:指定の一部の効力の停止 (新規利用者の受入停止 6 か月)

処分事由:運営基準違反、不正請求等

処 分 日:平成23年1月31日

(3) 処分事業所:指定(介護予防)訪問介護事業所、指定(介護予防)通所介護事業所、指定(介

護予防)特定施設入居者生活介護事業所(9事業所)

処分内容:指定取消 4事業所

指定の効力の全部停止(6か月) 3事業所

指定の効力の一部停止(新規利用者の受け入れ停止6か月) 2事業所

処 分 事 由:人員基準違反、不正請求、不正の手段による指定等

処 分 日: 平成24年2月14日